

## 戸籍・住民票請求の際は、 窓口での「本人確認」に ご協力ください

各種証明書の不正取得を防ぐため、戸籍や住民票などの証明書を交付請求される際に、窓口で手続きされる方の本人確認を行います。

### 【提示していただく本人確認書類】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（個人番号カード、運転免許証、住基カードなど）を提示してください。

なお、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証などを複数提示してください。

### 【代理請求の場合】

委任状などの書面の提出により代理権限の確認も行っています。

### 【お問い合わせ先】

市戸籍住民課（市役所1階①番窓口）

☎32・2112 / FAX33・2234

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.tok

ushima.jp



## 電話予約制窓口延長業務のお知らせ

本市では次のとおり「電話予約制窓口延長業務」を実施しています。市役所の開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）にお越しになれない方は、ぜひご利用ください。

【実施時間】 平日の午後5時15分から午後6時15分までの1時間

【利用方法】 午後5時までに、ご利用いただく窓口まで電話にてご連絡ください。



### 【連絡先と対象業務】

担当窓口・電話番号		対象業務
戸籍住民課	☎32・2112	住民票（写し）・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本の交付
税務課	市民税担当 ☎32・3821	所得証明・課税証明・非課税証明・営業証明の交付
	固定資産税担当 ☎32・2115	土地家屋評価証明・土地家屋公課証明・住宅家屋証明の交付
	納税担当 ☎32・3928	納税証明の交付、市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付および納付に関する相談
健康増進課	国保担当 ☎32・2113	国民健康保険の加入および脱退手続き、国民健康保険証等の再交付、限度額適用認定証の申請手続き
	医療・年金担当 ☎32・4120	子どもはぐくみ医療費受給者証の再交付、重度心身障害者等医療費受給者証（ひとり親家庭の父母等用も含む）の再交付、後期高齢者医療被保険者証の再交付および限度額適用認定証の申請手続き
介護福祉課	介護・ながいき担当 ☎32・3507	介護保険認定の申請、高額介護サービス費支給の申請、負担限度額の申請手続き
	障がい福祉担当 ☎32・2279	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請、高速道路割引手続き、障がい福祉サービス等の申請手続き
児童福祉課	☎32・2114	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請手続き